

令和2年度三豊市成年後見制度利用促進審議会

日 時 令和3年2月12日（金）17:30～19:00

場 所 三豊市役所危機管理センター3階 301・302 会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 市民後見人養成の進捗状況について 資料1

- ・担い手の育成とバックアップ体制、家庭裁判所との連携

(2) 関係機関と中核機関の連携について

- ・広報 資料2 チラシの作成、配布先及び活用方法
- ・事例 資料3 事例1「受任者調整」 中核機関の活用
事例2「死後の事務」 制度利用のメリットに向けて

※個人情報を含むため資料3は非公開とします。

(3) 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について 資料4

(4) その他 資料5

4. 閉会

令和2年度三豊市成年後見制度利用促進審議会 出席者名簿

(順不同、敬称略)

番号	役職名	役職名	氏名	備考
1	三豊・観音寺市医師会	理事	大塚 智丈	委員
2	香川県弁護士会	弁護士	秋月 智美	副会長
3	香川県司法書士会	司法書士	原田 祥一郎	委員
4	香川県社会福祉士会	社会福祉士	時岡 信一	委員
5	三豊市介護サービス事業者協議会(高齢者分野関係者)	会長	仁井 昌彦	委員
6	三豊市介護サービス事業者協議会(高齢者分野関係者)	理事	筒井 達也	委員
7	相談支援事業所高瀬荘(障害者分野関係者)	施設長	山本 麻紀子	委員
8	三豊市民生委員児童委員協議会連合会	会長	前田 昭文	委員
9	観音寺人権擁護委員協議会	副会長	重信 厚	委員
10	四国学院大学(学識経験者)	教授	西谷 清美	会長
11	三豊市社会福祉協議会	事務局長	滝口 直樹	委員
12	三豊市社会福祉協議会	法人成年後見等 事業担当	嶋田 真理子	委員
13	香川県社会福祉協議会 地域福祉課	課長	十河 真子	委員以外
14	高松家庭裁判所	首席書記官	小西 孝雄	オブザーバー
15	高松家庭裁判所観音寺支部	庶務課長	三木 広樹	オブザーバー

(事務局)

	三豊市健康福祉部	部長	藤田 伸治
	三豊市健康福祉部 福祉事務所 福祉課	課長	橋本 智江
	三豊市健康福祉部介護保険課	課長	森 敏明
	三豊市地域包括支援センター	センター長	大西 茂子

成年後見制度利用促進（市民後見人）について

【三豊市における市民後見人養成に至るまでの主な経緯】

平成28年5月 成年後見制度の利用の促進に関する法律 制定

平成29年3月 成年後見制度利用促進基本計画（国）策定

平成30年1月、5月 三豊市成年後見制度利用促進審議会設置準備会を開催
委員より、三豊市においても担い手が不足している、市民後見人の養成ができていない等の意見があった。

平成30年10月 三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例制定

平成30年11月～平成31年2月 審議会を3回開催

平成31年3月 「三豊市成年後見制度利用促進基本計画」策定

「三豊市成年後見制度利用促進基本計画」より（抜粋）

(b) 担い手の育成・活動の促進

市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市民後見人の育成については、中核機関と地域連携ネットワークが連携し、平成32（2020）年度に市民後見人養成講座を開催します。さらに、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う社会福祉協議会において後見人となるための実務経験を重ね、市民後見人の活用を進めていきます。

令和2年4月 三豊市社会福祉協議会と委託契約
県社協、市社協、市包括で三豊市市民後見人養成講座について協議
新型コロナ感染対策を踏まえた講座を検討、準備を行う。

令和2年11月 三豊市市民後見人養成講座開始
10名が受講（第1期生）

市民後見人による市民目線での後見活動、本人に寄り添った支援が期待されている。

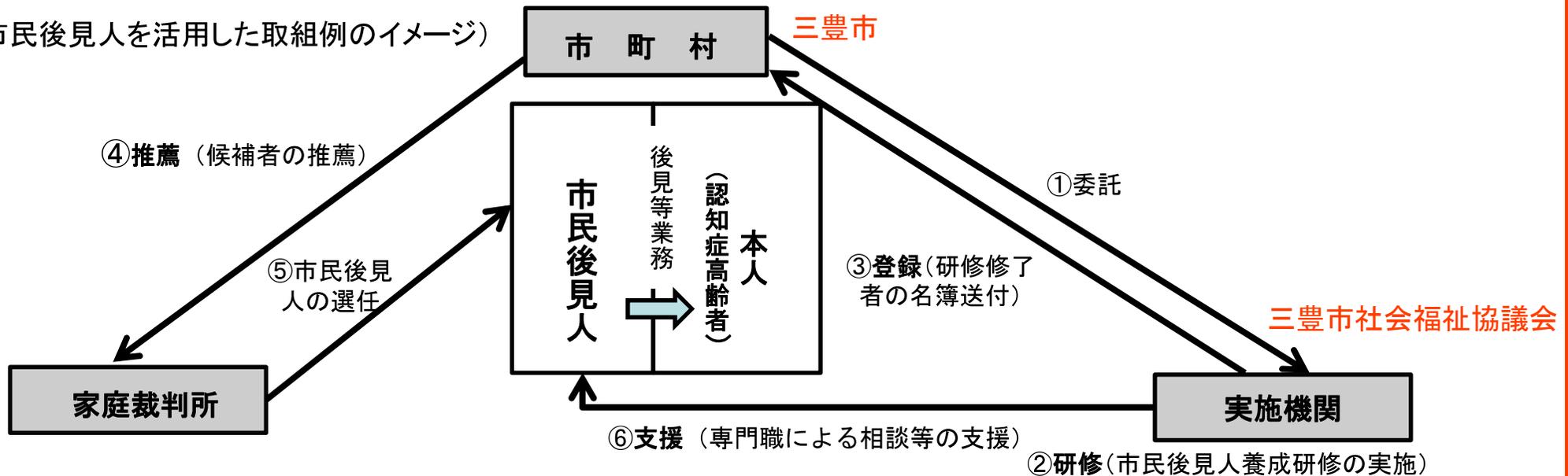
市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

※1 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症の人の数（推計）
 2012（平成24）年：約462万人（65歳以上高齢者の約7人に1人）
 → 2025（平成37）年：約700万人前後（65歳以上高齢者の約5人に1人）

※2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成26年 34,373件）
 そのうち首長申立の件数 2,471件（平成21年） → 4,543件（平成24年） → 5,993件（平成27年）

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



※実施機関が③登録、④推薦を行うこともありうる。

令和2年度 三豊市市民後見人養成講座

【カリキュラム】

	講座日	時間	講座項目	時間	講師
①	11/6(金)	9:30~9:50	オリエンテーション・開会	20	三豊市介護保険課・三豊市社協
		10:00~12:00	「成年後見制度の基本理念と概要」	120	社会福祉士
②	11/10(火)	9:30~10:30	「後見人の業務について①」～身上監護～	60	社会福祉士
		10:30~11:30	「後見人の業務について②」～財産管理～	60	司法書士
		11:30~12:00	参加者交流	30	三豊市社協
③	11/13(金)	9:30~10:20	「対象者と社会資源の理解①」～認知症～	50	社会福祉士
		10:20~11:10	「対象者と社会資源の理解②」～知的障害～	50	社会福祉士
		11:20~12:30	「対象者と社会資源の理解②」～精神障害～	50	精神保健福祉士
④	11/18(水)	9:30~10:30	実際の活動報告(市民後見人)	60	市民後見人・市町社協
		10:30~11:30	ここまでの振り返り・日常生活自立支援事業	60	三豊市社協
⑤	11/20(金)	9:30~11:30	「後見業務の法律基礎知識」～家族法、財産法～	120	弁護士
⑥	11/24(火)	9:30~11:30	「成年後見を取り巻く諸制度の基礎」～健康保険・年金制度～	120	社会保険労務士
⑦	11/26(木)	9:30~11:30	申立手続き書類の作成	120	司法書士
			財産目録の作成・収支予定の作成	90	司法書士
⑧	11/30(月)	9:30~11:00	後見事務終了の手続き/死後事務	90	司法書士
⑨	12/7(月)	9:30~11:00	年次報告書・報酬付与申立の実務	90	司法書士
⑩	12/14(月)	9:30~10:30	介護保険・高齢者施策への取組状況	60	介護保険課
		10:30~11:00	高齢者虐待防止法	30	包括支援センター
⑪	12/16(水)	9:30~10:30	障害者施策への取組状況	60	福祉課
		10:30~11:00	障害者虐待防止法	30	福祉課
		11:10~11:50	生活保護制度について	40	福祉課
⑫	12/21(月)	9:30~10:30	消費者被害について	60	消費生活センター
		10:30~11:00	事務連絡	30	三豊市社会福祉協議会
⑬	随時	9:30~12:00	【体験学習】後見人の後見業務同行		三豊市社会福祉協議会
			【体験学習】日常生活自立支援業務同行		
⑭	1/8(金)	9:30~10:30	フォローアップ② 家庭裁判所の役割について	60	家庭裁判所
		10:30~12:00	フォローアップ③ 市民後見人の活動の実際	90	坂出市協 丸亀市社協
⑮	2/2(火)	10:00~11:00	フォローアップ④ 座談会	60	司法書士
		11:00~11:30	市民後見人登録説明	30	三豊市介護保険課・三豊市社協
			合計	1740	分(以上)

受講の様子(令和3年1月8日)



現在、10名が受講中(第1期生)。
 新型コロナウイルス感染対策のため、講義にはDVD(録画)も活用している。
 来年度から三豊市社会福祉協議会の「法人後見支援員」として活動予定。その後、「市民後見人」*として活躍することが期待されている。

*「市民後見人」とは、社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村が実施する養成講座を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見制度等として選任された方のことです。

高齢の方や障がいのある方の身近な相談窓口のご案内

わたしのために

あなたのために



成年後見制度のご利用は 私たちにご相談ください



後見人の申立手続きは
どうやったらいいの？



障がいのある子の
将来が心配…。



後見人をしているけれど
自分も高齢になってきたので
別の人に頼めないでしょうか？



親族の後見人に
なったけれど不安。
どこに相談したらいいの？



お気軽にご相談ください。

ご相談は**無料**です。

中核機関 **三豊市地域包括支援センター**（三豊市介護保険課内）

電話番号：0875-73-3017 FAX：0875-73-3023

Mail：kaigohoken@city.mitoyo.lg.jp

受付時間：8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始除く）

成年後見制度の利用に関する関係機関のご案内

三豊市では、成年後見制度に関する様々な相談や問い合わせに応じるための中核機関を設置しています。

三豊市の中核機関

相談無料

**来所が難しい方は
訪問いたします**

お問い合わせ先	所在地	電話番号
三豊市役所 ・ 地域包括支援センター ・ 福祉課	〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875-73-3017 0875-73-3015
・ 南部高齢者サポート	〒769-0401 三豊市財田町財田上2141	0875-67-3788
三豊市社会福祉協議会	〒768-0101 三豊市山本町辻333-1	0875-63-1014
香川県社会福祉協議会	〒760-0017 高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター5階	087-861-0545

成年後見制度に関する相談窓口

お問い合わせ先	所在地	電話番号
香川県弁護士会	〒760-0033 高松市丸の内2-22	087-822-3693
リーガルサポート香川 (香川県司法書士会)	〒760-0022 高松市西内町10-17	087-821-5701
香川県社会福祉士会 (ぱあとなあ香川)	〒762-0083 丸亀市飯山町下法軍寺581-1	0877-98-0854
高松家庭裁判所 (観音寺支部)	〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2804-1	0875-25-2619
丸亀公証役場	〒763-0024 丸亀市塩飽町9-1	0877-23-4734

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインについて

1. 国内のさまざまな「意思決定支援」ガイドライン

- ・ 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
(2017.3 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部)
- ・ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
(2018.6 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室)
- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
(2018.3 厚生労働省 医政局総務課)
- ・ 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
(2019.5 厚生労働省 医政局総務課)
- ・ 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
(2020.10 厚生労働省 意思決定支援ワーキング・グループ)

2. 意思決定支援が必要な場面

①日常生活における場面

例えば食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴、余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

②社会生活における場面

例えば、自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への意向を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」より

③後見人等として意思決定支援を行う場面

原則として、本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実

行為の場面に限られる。

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」より

3. 意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

(1) 意思決定支援の基本原則

- 第1 全ての人には意思決定能力があることが推定される。
- 第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
- 第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

(2) 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

- 第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。
- 第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。
- 第6 本人にとって最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行わなければならない。
- 第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

4. 意思決定支援のプロセス

別紙を参照

5. 「最善の利益」に基づく代行決定

①意思決定支援を尽くしても本人の意思が明確ではなく、かつ、本人の意思を推定することさえできない場合や、②本人が表明した意思や推定される本人の意思を実現すると本人の¹にとって見過ごすことができない重大な影響*が生じてしまう場合には、後見人等は、「最善の利益」に基づく代行決定を行うことになる。

*「重大な影響」といえるかどうかについては、以下の要素から判断する。

- ①本人が他に採り得る選択肢と比較して、明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか。
- ②一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか。
- ③その発生の可能性に確実性があるか。

本人にとって最善の利益に基づく代行決定は、意思推定の場面とは異なり、本人の意思よりも他者の判断が優越し得る場合がある（本人の意思や推定意思とは異なる他者決定があり得る）ということに留意する必要がある。したがって、使い方を誤るとかえって本人の自己決定の侵害となる可能性もあるため、最後の手段として慎重に検討されるべきものである。

後見人等は最善の利益に関する協議結果を踏まえて、与えられた裁量・権限の範囲*において、代理決定を行う。

*後見人が代行決定することができない意思決定（身分関係の変動、身体への侵襲を伴う医療に関する意思決定等）には当たらないことの確認が必要。

再び何らかの意思決定が課題となる場面が生じた場合には、改めて意思決定支援のプロセスに立ち戻って支援が展開される必要がある。

本ガイドラインの背景・趣旨・目的

後見人を含め、本人に関わる支援者らが常に、全ての人には、自分のことを決める力があるという前提に立ち、後見人等に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができるように、何が後見人等に求められているかの具体的なイメージを示すもの

後見人として意思決定支援を行う場面…*1

○本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為
 (例) 施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合 など
 (ただし、その他の局面においても、意思決定支援が適切にされているかについて、後見人としてチェック機能を果たすことが求められる…*2)

意思決定支援のプロセス

支援チームによる対応

【意思決定支援のための環境整備】
 日常的な事柄につき本人が意思決定をすることができる支援がされているという環境の整備が必要

- ・ **本人のエンパワメント**
 本人が、自らの意思を他人に尊重されたという経験を得て、日頃から自尊心や達成感が満たされていることが重要
- ・ **支援者側の共有認識・基本的姿勢**
 各支援者が、本人の意思決定を尊重する基本的姿勢を身に付けておくことが必要

後見人等の関与の仕方・役割

※後見人としてのチェック機能…*2

本人が日常生活を送るに当たって、支援者により適切な意思決定支援がされているかや、表明された意思が尊重されているかどうかを把握する
 (留意点)

- ・ 意識的に本人と話をしたり、本人のことを知ろうと努めることや、本人と信頼関係を構築することが重要
- ・ なるべく早期に本人・支援者と接触し、支援者の輪に参加する
- ・ 本人の意思が十分に尊重されていない場合には、環境の改善を試みる

【意思決定支援の具体的プロセス】

- ①支援チームの編成と支援環境の調整
- i 支援チームの編成
 - ・ 福祉関係者の責任において行うことを想定
 - ・ 本人の思いや意思が反映されやすいチームとする (メンバーには、本人の意思を汲もうとする姿勢が求められる)
 - ii 支援環境の調整・開催方法等の検討
 - ・ メンバーは、ミーティングの趣旨や留意点を理解する
 - ・ 本人にとって適切なミーティングの在り方を検討する (日時・場所や参加者等)
 - iii 本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備
 - iv ミーティングの招集
 - ・ 進行管理に責任を持つ者が関係者を招集
- ②本人を交えたミーティング
- ・ 主催者は、事前の調整を踏まえて設定されたテーマやルールに沿って会議を進行
 - ・ 本人に対し、本人の特性を踏まえつつ、状況を分かりやすく説明しながら、本人の意思や考えをできる限り引き出す
 - ・ 誘導にならないよう気を付けながら、本人が現在採り得る選択肢を示す
- ③意思が表明された場合
- ・ 意思決定能力について特段疑問がない限り、本人の意思決定に沿った支援を行う
- ※意思決定能力：個別の意思決定に際し、支援を受けて自らの意思を自分で決定することのできる能力

※後見人としての意思決定支援…*1

ミーティング主催者とともに、支援チームのメンバー選定も含め主体性を持って関わっていくことが望ましい
 (チームが機能している場合)

- ・ 他の支援者らが本人の意思や特性を尊重しながら適切に準備を進めているのかチェックし、問題がある場合には注意を促すことが求められる

(チームが機能していない場合)

- ・ 中核機関等の支援を受け、支援者らの意識の改善やチームの再編成を試みたりするなど、主体的に関与することが望ましい

※後見人は、自分の価値観が決定に影響しないように気を付ける必要がある

※後見人としての意思決定支援…*1

本人の権利擁護者として、本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のペースに合わせた進行を主催者・参加者に促していくことが期待される

代行決定のプロセス（支援チームによる）

◇本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない

意思決定や意思確認が困難とみられる局面

- 意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、本人の意思や意向を把握することが困難であり、かつ、決定を先延ばしにすることができない場合



意思決定能力アセスメント（評価）

支援者が意思決定支援を尽くしているかも併せ、対象となる意思決定に関し、(1)理解、(2)記憶保持、(3)比較検討及び(4)表現の4要素を検討し、その時点で本人が意思決定することが困難かどうかを判断する
※支援を尽くしたと言えるかどうかについても、チーム内で適切に検討する
※全ての人は意思決定能力があることが推定される。
※決定を先延ばしにすることができる場合には、改めて意思決定支援を行うことになる。

- アセスメントの結果、本人の意思決定がその時点ではどうしても困難と評価された場合



意思推定に基づく代行決定

根拠を明確にしなが、本人の意思及び選好の推定を試みる

i 本人の意思が推定できる場合

- ➔ 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生じない限り、推定意思に基づいて支援を行う

ii 意思推定すら困難な場合

- ➔ 最善の利益に基づく代行決定…*3

本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面等

- 意思決定支援の結果、本人が意思を示した場合や、本人の意思が推定できた場合であっても、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合等
➔ 法的保護の観点から、最善の利益に基づいた代行決定を行うことが許容される

○重大な影響といえるかどうかについての判断要素

- ①本人が他に採り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか
- ②一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか
- ③その発生に確実性があるか

i 第三者からみれば必ずしも合理的でない意思決定であったとしても、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が発生する可能性が高いとまでは評価できない場合

本人の意思（推定意思）に基づいて支援を行うことが期待される

ii 重大な影響が発生する可能性が高いと評価される場合

法的保護の観点から、以下の判断を行うことがある

- ①本人の意思実現について同意しない（同意権・代理権の不行使）

- ②最善の利益に基づく代行決定（代理権、取消権の行使）…*4

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

後見人等が、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行う場合

- ①意思決定支援を尽くしても本人の意思が明確ではなく、かつ、意思を推定することさえできない場合…*3
- ②本人が表明した意思や推定される本人の意思を実現すると、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じてしまう場合…*4

※本ガイドラインにおける最善の利益とは、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に他の要素も考慮するという考え方。客観的・社会的利益を重視した考え方は採用していない

※最善の利益に基づく代行決定は、最後の手段として慎重に検討されるべき

（検討を誤ると本人の自己決定権の侵害となる可能性もある。支援のしやすさを優先していないかや、結論ありきの検討になっていないかにつき注意する必要がある。）

◇一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、意思決定能力があるという前提に立って、再び意思決定支援を行わなければならない

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？

本人にとって重大な影響を与えるような契約等をする場合は、**意思決定支援が必要**です。

例

- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
- 自宅や高額な資産を売却する場合
- 特定の親族に対する贈与を行う場合 など

すべての人には、**自分のことを決める力がある**というのが支援の出発点です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、**チームで行います**。

意思決定支援のプロセス 様式1

チーム全体

1 チームをつくります



2 支援のための環境を整えます

- 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
- 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。

3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します



4 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います

- 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記1~3に戻ることもあります。

ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう!



意思決定支援後のプロセスへ(右側→)

後見人等の役割

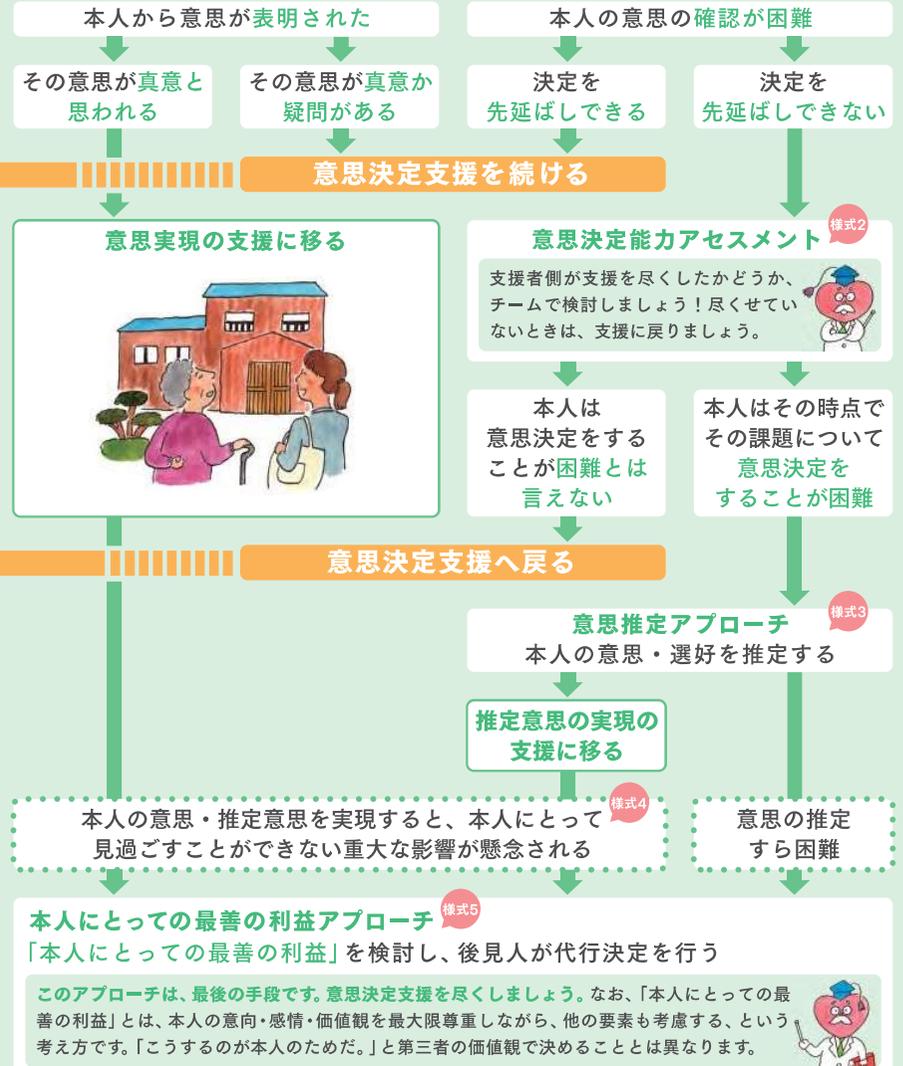
メンバーがバランスよく選ばれるよう気を付けましょう。

本人の気持ちや個性に沿って準備が進められているかをチェックします。

チームがうまく機能していないときは、チームメンバーに改善を求めることも重要です。

本人が取り残されないように、本人のペースに合わせた進行になっているか気を付けましょう。

意思決定支援後のプロセス



※「様式1~5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

2021/2/12 三豊市成年後見制度利用促進審議会 県社協資料

- 1 市民後見人養成について（別添資料参照）
 - (1) 各市町の取組について

 - (2) 今後の取組みについて（複数の市町による共同実施に向けて）

- 2 中核機関設置後の課題と今後の支える中核としての動きについて
 - (1) 基礎中核（各市町）と支える中核（かがわ後見ネットワーク）の機能について
 - 支える中核としての機能
 - ・中核機関連絡会議の実施
 - ・相談会、講師派遣、地域担当制、研修会や協議の実施
 - ・県全体での権利擁護支援ネットワークの構築に向けた検討

 - (2) 子どもの権利に関することについて（未成年後見）

県内の市民後見人養成事業の実施状況

○ 中讃圏域

市町	実施状況等	市民後見人 養成者数	市民後見人 登録者数	成年後見人 等の 受任者数
丸亀市	H25年度～ 市社協に一部委託 県社協主催の基礎研修を受講した市民後見人候補者等を対象に、より具体的な研修、フォローアップ研修、活動支援等を実施。 (県補助金・地域医療介護総合確保基金を活用)	24人	18人	6人
坂出市	H23年度～ 市社協に全部委託 県社協主催の基礎研修を受講した市民後見人候補者等を対象に、より具体的な研修、フォローアップ研修、活動支援等を実施。 (県補助金・地域医療介護総合確保基金を活用)	27人	23人	4人
宇多津町	R2年度～ 一部県社協の協力を得て直営で実施 県社協主催の基礎研修を受講した市民後見人候補者等を対象に、より具体的な研修、フォローアップ研修、活動支援等を実施。 また、受講に繋げるため、住民向けの出前講座等を実施。 (県補助金・地域医療介護総合確保基金を活用)	0人	0人	0人
綾川町	—	0人	0人	0人
善通寺市		0人	0人	0人
琴平町	R1年度～ 善通寺市社協、琴平町社協、多度津町社協、まんのう町社協が共同し、試験的に市民後見人養成事業を実施。 (うち琴平町は、県補助金・地域医療介護総合確保基金を活用)	2人	2人	0人
多度津町	<u>共同実施について、各市町の人材育成方法に対する考え方が一致していないため、今後、協議を進める予定。</u>	0人	0人	0人
まんのう町	R3年度～ 町の直営・単独で実施予定。 単独実施の意向ではあるが、 <u>1市3町による共同実施に係る協議には参加する予定。</u> (県補助金・地域医療介護総合確保基金を活用)	0人	0人	0人

(人数は、令和2年4月1日現在)

○ 東讃圏域

市町	実施状況等	市民後見人 養成者数	市民後見人 登録者数	成年後見人 等の 受任者数
さぬき市	H29年度～ 市社協に一部委託 県社協主催の基礎研修を受講した市民後見人候補者等を対象に、より具体的な研修、フォローアップ研修、活動支援等を実施。 (県補助金・地域医療介護総合確保基金を活用) <u>R3年度からは、東かがわ市と共同で実施予定。</u>	11人	6人	1人
東かがわ市	R3年度～ 市社協に一部委託し、 <u>さぬき市と共同で実施予定。</u> (県補助金・地域医療介護総合確保基金を活用)	0人	0人	0人

(人数は、令和2年4月1日現在)

○ 高松圏域

市町	実施状況等	市民後見人 養成者数	市民後見人 登録者数	成年後見人 等の 受任者数
高松市	R1年度～ 市社協に全部委託 県社協主催の基礎研修を受講した市民後見人候補者等を対象に、より具体的な研修、フォローアップ研修、活動支援等を実施。 (県補助金・地域医療介護総合確保基金を活用)	17人	0人	0人
三木町	—	0人	0人	0人
直島町	(参考) 町の意見として ・住民間の距離が近すぎるため、市民後見人による後見は、なじまないのではないか。	0人	0人	0人

(人数は、令和2年4月1日現在)

○ 西讃圏域

市町	実施状況等	市民後見人 養成者数	市民後見人 登録者数	成年後見人 等の 受任者数
観音寺市	R3年度～ 市社協に全部委託し、実施予定。 (県補助金・地域医療介護総合確保基金を活用)	0人	0人	0人
三豊市	R2年度～ 市社協に全部委託 県社協主催の基礎研修を受講した市民後見人候補者等を対象に、より具体的な研修、フォローアップ研修、活動支援等を実施。 (県補助金・地域医療介護総合確保基金を活用)	0人	0人	0人

(人数は、令和2年4月1日現在)

○ 小豆圏域

市町	実施状況等	市民後見人 養成者数	市民後見人 登録者数	成年後見人 等の 受任者数
土庄町	(参考) ・ R 3 年度から、土庄町社協、小豆島町社協において法人後見を開始予定。 ・ 当面は、法人後見に尽力し、次のステップとして市民後見人養成に取り組む予定。 ・ <u>人材育成については、土庄町と小豆島町が共同で実施する予定。</u>	0 人	0 人	0 人
小豆島町		0 人	0 人	0 人

(人数は、令和2年4月1日現在)

○ 香川県

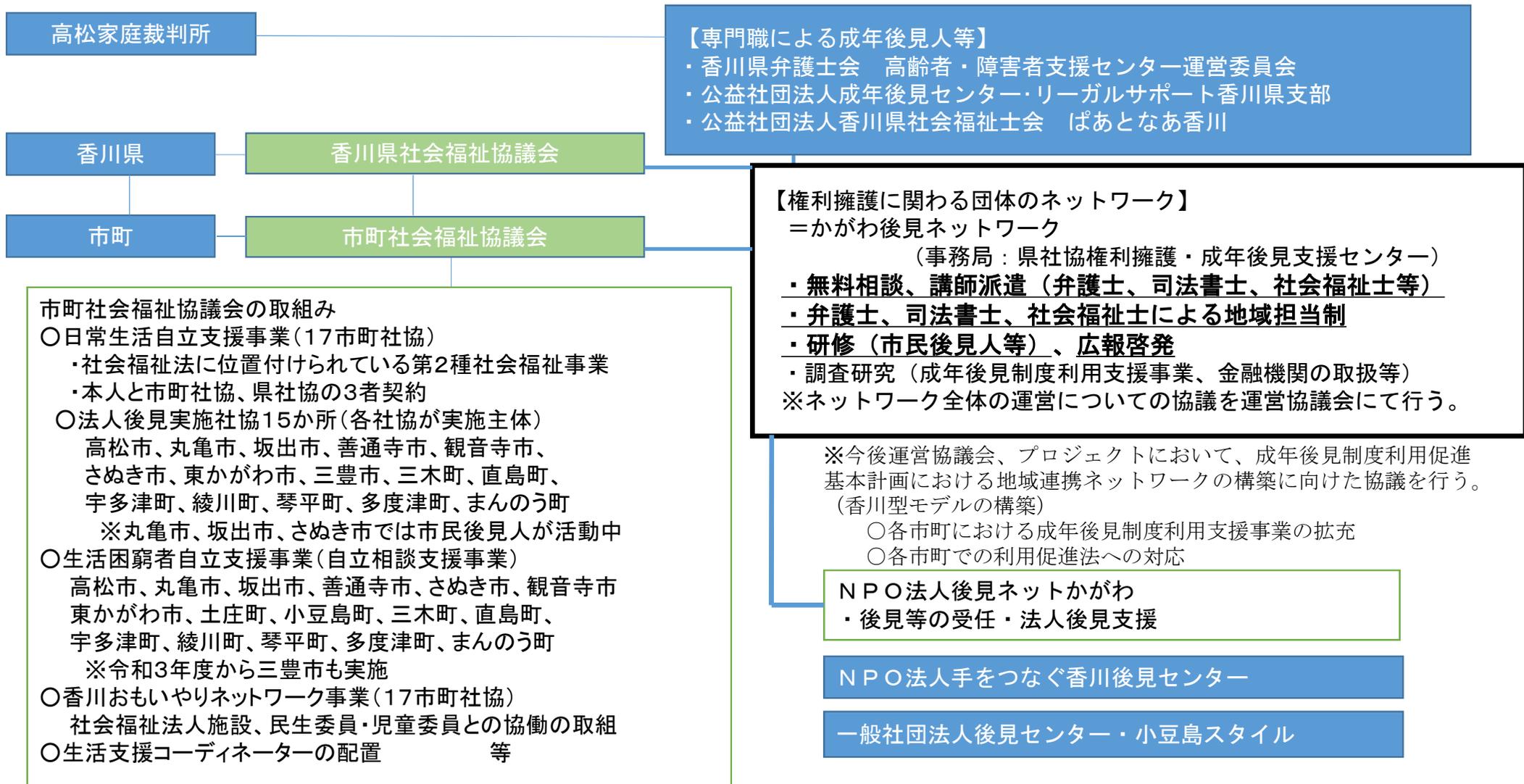
H25年度～ 県社協に全部委託

市民後見人の養成に取り組む市町を支援するため、県社協に委託し、市民後見人養成カリキュラムにおける基礎部分の研修の実施、市民後見人の養成や実際の活動に関する問題等について指導・助言をすることができる専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）の派遣等を実施。

(県補助金・地域医療介護総合確保基金を活用)

○香川県内における権利擁護支援ネットワーク体制について（現在）

※香川県社協作成



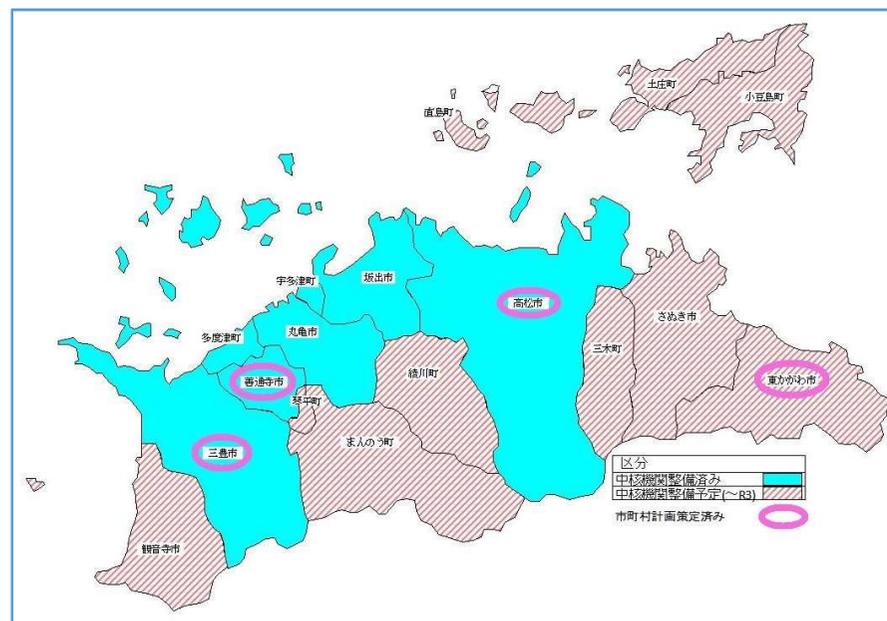
成年後見制度利用促進法への対応(各市町、県の機能)

※香川県社協作成

機能	各市町	圏域	県
	基礎中核(市町が設置、委託可) ※行政、包括、社協との連携	支える中核(かがわ後見ネットワーク(事務局 県社協)) ※行政、社協、専門職団体等との連携	
広報	○広報	○広報・講演会等の開催・パンフレット等の作成	
相談	○ニーズ調査 ○発見・見守り、声かけ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">役割①専門職派遣に係る調整</div>	
利用促進	○相談 ○ケース検討・サービス調整 ○後見利用の場合 ・市町長申立 ・本人申立、親族申立 ・適切な受任候補者の推薦	専門職の派遣 専門職の相談、派遣 専門職の派遣 福祉サービス等の利用 後見利用でない場合 ・日常生活自立支援事業等 ※継続した関わり	・定例の相談会開催時に専門職の参加 ・ケース会議等への参加、助言等 ・必要に応じて専門職による申立相談(市町長申立、本人・親族申立について代行ではなく、申立相談。2回程度を想定) ・適切な受任候補者についての協議の場への参加 ・市民後見人等の調整(広域の調整が必要な場合、バンク(仮)による調整)
後見人支援	○後見人等への支援	専門職の相談、派遣(市民後見人等のフォローアップを含めて) (定期的な相談会等に専門職の参加)	法人後見支援
運営 ※現時点でのイメージ	○基礎中核の運営に関する協議(仮)(定期的) ○市町内での権利擁護ネットワーク構築(仮)(協議会等・年1回程度)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">役割③中核機関等運営支援</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">役割②研修会等の開催</div>
研修 ※現時点でのイメージ	○市民後見人等人材養成研修	○市民後見等人材養成研修(県域及び圏域)	○支える中核運営協議会(仮)(年4回程度) ○権利擁護関係機関連絡会議(仮)(年1回程度) ※金融機関、医療機関を含める。 ○法人後見等連絡会(仮) ○地域包括支援センター連絡会(仮)...権利擁護に関する ○中核機関連絡会議(仮) ○未成年後見サポート(仮) ○市町長申立実務に関する研修(仮)(基礎編・応用編) ○専門職の講師派遣 ○他、成年後見制度に関する研修

1 市町村計画の策定・中核機関の整備の状況（香川県長寿社会対策課作成資料）

状況	実施時期		市町村計画の策定	中核機関の整備
実施済み	H30年度	H31.3月	三豊市	
	R元年度	H31.4.1		丸亀市 三豊市
		R2.3月	高松市 善通寺市 東かがわ市	
	R2年度	R2.4.1		坂出市 善通寺市 宇多津町
		R2.6.1		高松市
未実施	R2年度予定		坂出市 小豆島町 三木町 宇多津町 綾川町	
	R3年度予定		丸亀市 善通寺市 さぬき市 土庄町 直島町 琴平町 多度津町 まんのう町	観音寺市 さぬき市 東かがわ市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 綾川町 琴平町 まんのう町



市町村計画の策定状況

- ・ 策定済みの4市のうち、三豊市は、単体の「成年後見制度利用促進基本計画」として策定。
- ・ 高松市、善通寺市、東かがわ市は、「地域福祉計画」における施策の1つとして、「成年後見制度の利用促進」を掲げ、これを基本計画として位置付け。
- ・ これから策定予定の市町のほとんどは、「地域福祉計画」のほか、「介護保険事業計画」、「高齢者保健福祉計画」、「障害福祉計画」等の施策に組み入れる形での策定を検討している。

<令和2年8月1日現在 香川県長寿社会対策課調べ>

中核機関の整備状況（香川県長寿社会対策課作成資料）

整備時期	市町名	整備形態
H31.4.1	丸亀市	市社協へ委託 市社協内の既存の権利擁護センター「後見センターまるがめ」を、中核機関に設定 県社協(かがわ後見ネットワーク)による市民後見人養成(基礎部分)、専門職派遣等の支援
	三豊市	市に設置(直営) 「地域包括支援センター」を、中核機関に設定 一部業務(市民後見人の養成、専門職派遣等)を市社協と県社協(かがわ後見ネットワーク)へ委託
R2.4.1	坂出市	市社協へ委託 市社協内の既存の権利擁護センター「坂出市成年後見センター」を、中核機関に設定 県社協(かがわ後見ネットワーク)による市民後見人養成(基礎部分)、専門職派遣等の支援
	善通寺市	市に設置(直営) 「地域包括支援センター」を、中核機関に設定 一部業務(市民後見人の養成、専門職派遣等)を県社協へ委託
	宇多津町	町に設置(直営) 「地域包括支援センター」を、中核機関に設定 県社協(かがわ後見ネットワーク)による市民後見人養成(基礎部分)、専門職派遣等の支援
	多度津町	町社協へ委託 町社協内に新たに「成年後見支援センターたどつ」を設置し、中核機関に設定 県社協(かがわ後見ネットワーク)による市民後見人養成、専門職派遣等の支援
R2.6.1	高松市	市社協へ委託 市社協内の既存の「権利擁護センター」を、中核機関に設定 県社協(かがわ後見ネットワーク)による市民後見人養成(基礎部分)、専門職派遣等の支援

◆香川県内各市町の中核機関の機能について（県社協まとめ）

- ①既存の後見センター等（社協が設置運営）が中核機関の機能を担う。
→ 高松市、丸亀市、坂出市
- ②行政、市町社協、県社協とで中核機関の機能を分担する。
（行政がその中心を担う。）→ 三豊市
- ③行政、市町社協、県社協とで中核機関の機能を分担する。
（市町社協がその中心となり、後見センター等を設置する。）
→ 多度津町
- ④行政が中核機関の機能を担う。→ 善通寺市、宇多津町

2 市町社協の権利擁護の取組状況（香川県長寿社会対策課作成資料）

(1) 法人後見を実施している社協等

● 社会福祉協議会（15法人）

開始年度	H16～	H19～	H20～	H21～	H22～	H24～	H25～	H26～	H27～	H29～	H30～
実施社協	直島町	坂出市	琴平町	観音寺市	三豊市	綾川町	高松市 丸亀市 さぬき市	善通寺市 東かがわ市	三木町	宇多津町 多度津町	まんのう町
累計社協数	1市町	2市町	3市町	4市町	5市町	6市町	9市町	11市町	12市町	14市町	15市町

※ 現時点において、小豆圏域（土庄町、小豆島町）では、社会福祉協議会が法人後見を実施していないが、令和元年度から実施に向けた協議を進めており、早期実現を目指している。

※ 日常生活自立支援事業は、県内全17市町の社協において実施。

● その他の法人（3法人）

NPO法人後見ネットかがわ、NPO法人手をつなぐ香川後見センター、一般社団法人後見センター・小豆島スタイル

※ 実際に、法人後見として活動しているのは、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職。

法人後見実施法人の受任件数

法人名	社会福祉協議会	後見ネットかがわ	手をつなぐ香川後見センター	後見センター・小豆島スタイル
受任件数	153 件	42 件	12 件	1 件

<令和2年4月1日現在 高松家庭裁判所調べ>

(2) 社会福祉協議会の法人後見の取組(令和2年8月1日時点 県社協まとめ)

市町社協名	法人後見	後見	保佐	補助
高松市	43	21	15	7
丸亀市	18	12	5	1
坂出市	21	13	7	1
善通寺市	1	1	0	0
観音寺市	3	2	1	0
さぬき市	6	3	2	1
東かがわ市	10	5	3	2
三豊市	11	4	6	1
土庄町	0	0	0	0
小豆島町	0	0	0	0
三木町	2	1	1	0
直島町	3	3	0	0
宇多津町	1	1	0	0
綾川町	7	4	3	0
琴平町	6	2	3	1
多度津町	5	3	2	0
まんのう町	1	1	0	0
合計	138	76	48	14

(3) 日常生活自立支援事業の実施状況(令和2年6月30日時点 県社協まとめ)

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合計
高松市	48	63	44	10	165
丸亀市	27	8	15	3	53
坂出市	13	22	26	5	66
善通寺市	10	6	5	2	23
観音寺市	17	27	17	2	63
さぬき市	20	9	9		38
東かがわ市	14	6	5	1	26
三豊市	7	13	11	4	35
土庄町	4	12	8	2	26
小豆島町	1	3	8	1	13
三木町	17	10	10	4	41
直島町	3	0	0	0	3
宇多津町	20	6	10	4	40
綾川町	8	8	3	1	20
琴平町	3	0	2	1	6
多度津町	10	5	8	2	25
まんのう町	0	2	2	1	5
合計	222	200	183	43	648

3 市民後見人の養成状況

実施機関	県	高松市	丸亀市	坂出市	さぬき市	三豊市	合計
開始年度	H25年度～	R元年度～	H25年度～	H23年度～	H29年度～	R2年度～	
実施内容	市民後見人養成のための基礎研修の実施、専門職による支援等	基礎研修を経た市民後見人候補者等に対し、実際に地域の市民後見人として活動できるよう、より具体的な実践研修、活動支援等を行う。					
実施形態	県社協に全部委託	市社協に全部委託	市社協に一部委託	市社協に一部委託	市社協に一部委託	市社協に全部委託	
市民後見人養成者数		17人	24人	27人	11人	0人	79人
市民後見人登録者数		0人	18人	23人	6人	0人	47人
成年後見人等の受任者数		0人	6人	6人	1人	0人	13人

<令和2年4月1日現在 香川県長寿社会対策課調べ>

市民後見人の養成に向けた動き(県社協まとめ)

- ・現在、実際に市民後見人が活動しているのは、丸亀市(6名)、坂出市(6名)、さぬき市(1名)で、いずれも地元社協が後見監督人となっている。
- ・広域での人材育成検討の動き
大川圏域(さぬき市、東かがわ市)、仲多度・善通寺(善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町)

◆成年後見制度利用促進法への対応について（県社協まとめ）

- ・各市町で行政と社協とが協議をし、まず、各市町で取り組むことを確認する（基礎中核）
→ 何らかの支援を必要としている人や世帯は、地域で暮らしているなので、一番身近な市町で、まず話をする。
- ・かがわ後見ネットワークでのこれまでの取組（講師派遣や地域担当制等）を活かす。
（支える中核の機能）

◎県域で期待されている（と感じる）機能

- ・専門職団体とのネットワーク
- ・人材育成（市民後見人の養成）
- ・他市町の取組に関する情報収集、情報提供（予算や要綱等のことも含む）

◆今後の取組に向けた課題（県社協まとめ）

- ・基礎中核、支える中核のあり方。
- ・意思決定支援のあり方。
- ・市民後見人等地域の担い手の確保、育成。
- ・財源と人的体制（市町、市町社協、県社協）

令和2年1月1日～9月30日の成年後見関係事件の申立

	本庁	丸亀支部	観音寺支部	土庄出張所	合計	うち首長申立
高松市	97				97	17
丸亀市	3	18	1		22	9
坂出市		22	1		23	8
善通寺市		7			7	3
観音寺市			11		11	1
さぬき市	10				10	2
東かがわ市	9				9	4
三豊市	1	1	13		15	6
土庄町				2	2	0
小豆島町				7	7	1
三木町	1				1	1
直島町						0
宇多津町		7	1		8	4
綾川町	9				9	3
琴平町		2			2	1
多度津町	2	9			11	3
まんのう町		3			3	0
県外	1				1	0
合計	133	69	27	9	238	63

(参考) 各1年分(1/1～12/31)

H31 (R1)	うち首長申立	H30	うち首長申立
90	21	102	19
30	5	30	8
25	8	19	9
7	2	14	0
19	7	14	3
12	1	11	0
10	2	12	5
16	11	15	6
7	1	8	4
4	1	5	0
7	1	6	0
1	1	3	0
3	1	4	2
8	1	10	3
5	4	5	1
8	5	11	5
1	1	2	0
2	1	2	0
255	74	273	65

※ 本資料は令和2年1月1日から令和2年9月30日までに申し立てがあった成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数である。数値は自庁統計での概数であり、今後の集計整理で異同訂正が生じることがある。

※ 対象となる成年後見関係事件は、高松家裁が管理している事件であり、本人（成年被後見人等の利用者）の住所地（住民票所在地）が香川県内でも、高松家裁以外の家裁が管理している事件は含まれない。

※ 住所地は、調査日現在でシステムに登録された本人の住所地（原則として住民票所在地）を市町別に集計したものである。したがって、申立時点での本人住所地ではなく、本人が実際に居住する場所が反映されたものでもない。また、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されない。

20201001 高松家裁

香川県内の成年後見制度利用者数(類型別)(R2. 10. 1現在)

(参考)

	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計	R2.4.1 現在	R1.10.24 現在	H30.7.6 現在
高松市	477	146	39	5	667	640	623	633
丸亀市	148	36	15	1	200	196	190	160
坂出市	114	25	7	0	146	136	129	135
善通寺市	188	9	5	0	202	204	210	158
観音寺市	63	22	4	1	90	93	89	88
さぬき市	56	26	9	1	92	88	92	98
東かがわ市	70	35	6	0	111	110	114	103
三豊市	61	44	3	0	108	106	107	112
土庄町	37	8	3	0	48	47	46	49
小豆島町	23	10	7	0	40	37	36	41
三木町	23	11	3	0	37	37	37	41
直島町	3	0	0	0	3	3	3	4
宇多津町	16	14	1	0	31	27	25	25
綾川町	60	14	3	0	77	70	71	73
琴平町	16	6	1	0	23	23	25	26
多度津町	40	9	2	0	51	47	46	39
まんのう町	10	3	3	0	16	16	17	21
県外	25	5	0	0	30	28	27	31
合計	1430	423	111	8	1,972	1,908	1,887	1,837

※ 本資料は、令和2年10月1日時点で高松家庭裁判所がその管内において管理している成年後見制度の利用者数(本人数)を集計したものである。数値は自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

※ 「本人数」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数である。なお、本人は既に死亡しているが後見人等の引継業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数を含む。

※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地(住民票所在地)が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まない。

※ 「本人数を集計した」とは、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地(原則として住民票所在地)を市町別に集計したものである。したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではないし、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

20201001高松家裁

香川県内の成年後見制度利用者数(年齢別)(R2. 10. 1現在)

	65歳以上	65歳未満	合計
高松市	481	186	667
丸亀市	141	59	200
坂出市	112	34	146
善通寺市	45	157	202
観音寺市	63	27	90
さぬき市	65	27	92
東かがわ市	56	55	111
三豊市	79	29	108
土庄町	31	17	48
小豆島町	24	16	40
三木町	22	15	37
直島町	3		3
宇多津町	27	4	31
綾川町	40	37	77
琴平町	18	5	23
多度津町	39	12	51
まんのう町	7	9	16
県外	15	15	30
合計	1268	704	1,972

※ 本資料は、令和2年10月1日時点で高松家庭裁判所がその管内において管理している成年後見制度の利用者数(本人数)を集計したものであるが、その数値は自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

※ 令和2年12月31日までに65歳以上に達する者を65歳以上として計上した。

※ 「本人数」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数である。

なお、本人は既に死亡しているが後見人等の引継業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数を含む。

※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地(住民票所在地)が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まない。

※ 「本人数を集計した」とは、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地(原則として住民票所在地)と市町別に集計したものである。したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではないし、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

成年後見人等と本人との関係について(令和2年10月1日現在)

【機密性2】

	親族	親族以外										合計	備考
		三士会			法人後見					その他			
		弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	後見ネットかがわ	手をつなぐ	小豆島スタイル	市民後見人	税理士	行政書士		
高松市	291	90	219	91	48	15	10					764	複数後見人77 監督人33 選任未了13
丸亀市	71	37	54	27	27	2			5			223	複数後見人14 監督人9
坂出市	51	27	36	16	24	6			5			165	複数後見人9 監督人11 選任未了1
善通寺市	143	12	34	25	2	2						218	複数後見人15 監督人1
観音寺市	40	29	11	13	2	1				1		97	複数後見人7
さぬき市	38	10	25	17	9	1			1			101	複数後見人7 監督人4 選任未了2
東かがわ市	33	11	44	18	10	6	2					124	複数後見人14 選任未了1
三豊市	30	18	23	24	13	6						114	複数後見人5 監督人2 選任未了1
土庄町	24	5	20	3				1				53	複数後見人4 監督人1
小豆島町	14	3	23									40	複数後見人1 選任未了1
三木町	16	8	16	2	2	1						45	複数後見人6 監督人2
直島町					3							3	
宇多津町	7	7	7	6	3	1						31	
綾川町	36	10	27	9	6	2			1			91	複数後見人12 監督人2
琴平町	7	5	1	1	6	3						23	
多度津町	21	8	11	12	4	3						59	複数後見人6 監督人2
まんのう町	11	4		1								16	
県外	23	7	5	1								36	複数後見人5 監督人1
合計	856	291	556	266	159	49	12	1	12	1	0	2203	複数後見人182 監督人68 選任未了19
割合	38.9%	13.2%	25.2%	12.2%	7.2%	2.2%	0.5%		0.5%				

※ 本資料は、令和2年10月1日時点で高松家庭裁判所が管理する成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人を本人の住所地別に集計したものである。

※ 数値は自庁統計による概数であり今後の集計整理で異同訂正が生じることがある。

※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地（住民票所在地）が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まない。

※ なお、本人は既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している場合も含む。

※ 「本人の住所地」は、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地（原則として住民票所在地）を市町別に集計したものである。

※ したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではなく、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

※ 割合は少数第2位を四捨五入した概数であるため、合計が100%にならない。

20201001 高松家裁

令和2年1月1日～9月30日の未成年後見人選任の申立件数

(参考) 各1年分(1/1～12/31)

	本庁	丸亀支部	観音寺支部	土庄出張所	合計	うち児相長申立	H31	うち児相長申立	H30	うち児相長申立
							(R1)			
高松市	9				9	1	9	3	12	5
丸亀市					0		2		4	
坂出市		1			1				4	
善通寺市		1			1				5	
観音寺市					0				0	
さぬき市					0		3		1	
東かがわ市					0				0	
三豊市			3		3				0	
土庄町					0				0	
小豆島町					0				0	
三木町					0				1	
直島町					0				0	
宇多津町					0				0	
綾川町					0				2	
琴平町		1			1				0	
多度津町					0				0	
まんのう町					0				1	
県外					0				0	
合計	9	3	3	0	15	1	14	3	30	5

※ 本資料は令和2年1月1日から令和2年9月30日までに申し立てがあった未成年後見人選任事件の申立件数である。数値は自庁統計による概数であり、今後の集計整理によって異同訂正が生じることがある。

※ 対象となる事件は、高松家裁が管理している事件であり、本人（未成年者）の住所地（住民票所在地）が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している利用者は含まれない。

※ 住所地は、調査日現在でシステムに登録された本人の住所地（原則として住民票所在地）を市町別に集計したものである。したがって、申立時点での本人住所地ではなく、本人が実際に居住する場所が反映されたものでもない。また、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されない。

20201001 高松家裁

香川県内の未成年後見制度利用者数(R2. 10. 1現在)

	本庁	丸亀支部	観音寺支部	土庄出張所	合計	(参考)	
						R2.4.1	R1.10.21
高松市	46				46	45	47
丸亀市	1	14	1		16	14	16
坂出市	1	3			4	4	4
善通寺市		6			6	8	9
観音寺市					0	0	0
さぬき市	4				4	5	5
東かがわ市					0	0	0
三豊市			5		5	5	5
土庄町					0	0	0
小豆島町					0	0	0
三木町	1				1	1	1
直島町					0	0	0
宇多津町		2			2	2	2
綾川町	2				2	2	2
琴平町		1			1	0	0
多度津町	2				2	1	1
まんのう町					0	1	1
県外					0	0	1
合計	57	26	6	0	89	88	94

※ 本資料は、令和2年10月1日時点で高松家庭裁判所がその管内において管理している未成年後見制度の利用者数（本人数）を集計したものである。数値は自庁統計による概数であり、今後の集計整理によって異同訂正が生じることがある。

※ 本人は既に成人しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数を含む。

※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地（住民票所在地）が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まれない。

※ 「本人数を集計した」とは、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地（原則として住民票所在地）と市町別に集計したものである。したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではないし、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

20201001 高松家裁

未成年後見人等と本人との関係について(令和2年10月1日現在)

【機密性2】

	親族	親族以外										合計	備考
		三士会			法人後見				その他				
		弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	後見ネットかがわ	手をつなぐ	小豆島スタイル	市民後見人	税理士	行政書士		
高松市	33	2	5	1		7						48	複数後見人1 監督人1
丸亀市	14	5				1						20	複数後見人3 監督人1
坂出市	3					1						4	
普通寺市	6	1										7	複数後見人1
観音寺市													
さぬき市	3	2										5	複数後見人1
東かがわ市													
三豊市	5											5	
土庄町													
小豆島町													
三木町	1	1										2	複数後見人1
直島町													
宇多津町	2	1										3	複数後見人1
綾川町	2		2									4	監督人2
琴平町		1										1	
多度津町	1	1										2	
まんのう町													
県外													
合計	70	14	7	1		9						101	複数後見人8 監督人4
割合	69.3%	13.9%	6.9%	0.9%		8.9%							

※ 本資料は、令和2年10月1日時点で高松家庭裁判所が管理する未成年後見人及び未成年後見監督人を本人の住所地別に集計したものである。
数値は自庁統計による概数であり今後の集計整理で異同訂正が生じることがある。

※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地（住民票所在地）が高松市内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まない。
なお、本人は既に成人したが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している場合も含む。

※ 「本人の住所地」は、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地（原則として住民票所在地）を市町別に集計したものである。
したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではなく、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

※ 割合は少数第2位を四捨五入した概数であるため、合計が100%にならない。

○三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例

平成30年10月5日
条例第25号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「法」という。)第14条第2項の規定に基づき、三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、三豊市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再委嘱されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の審議会の招集)

2 審議会については、会長が選任されるまでの間は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略